

○ 経済産業省告示 第百二十二号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条第二号の規定に基づき、火薬類取締法施行規則第一条第二号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬を定める告示を次のように定めたので、告示する。

なお、平成十二年通商産業省告示第百四十七号（火薬類取締法施行規則第一条第二号の規定に基づき、硝安油剤爆薬を定めた件）は、廃止する。

平成十六年三月三十一日  
経済産業大臣 中川 昭一

火薬類取締法施行規則第一条第二号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬を定める告示

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条第二号の経済産業大臣が定める爆薬は、次に掲げるものとする。

- 一 日本工業規格K四八〇一（一九九四）に規定する硝安油剤爆薬
- 二 日本工業規格K四八〇〇（二〇〇〇）に規定する含水爆薬であって、かつ、酸化剤として過塩素酸塩類又は塩素酸塩類、気泡剤としてガラス中空体、樹脂バルーン等の微小中空粒子及び金属粉等の鋭感剤を含まないもの